

ストーカーの危険 よく知って

東京都三鷹市の住宅街で今月8日、女子高校生が元交際相手に刺殺された事件は、ストーカーから身を守る難しさを浮かび上がらせた。

女子生徒は事件当日、地元の警察署を両親と共に訪れ、つきまとい被害について相談していた。警察官は加害者の携帯電話に3回連絡したが応答がなかったという。女子生徒は登校し、帰宅した際に被害に遭った。警察に相談したその日のうちの凶行だった。

精神科医でストーカー被害に詳しいNPO法人「性犯罪加害者の処遇制度を考える会」代表理事の福井裕輝さんは、「逆上したストーカーから身を守るの

は非常に難しい」と話す。

福井さんはストーカーの特徴について、「自己愛が強く、交際相手をアクセサリや持ち物のように思い込む傾向がある」と分析する。「自分の思い通りにならない相手の方が悪く、自分こそ被害者だと思っている。このため警察に相談した直後などは危険度が増すことがある」と話す。

警察庁のまとめでは、ストーカー規制法に基づく警察の警告は2012年に2284件。脅迫や傷害、暴行などでの逮捕等も1504件と、いずれも前年に比べ急増。お茶の水女子大名誉教授(法女性学)の戒能民江さんは「関係を絶とうとする際

に危険が増大する。被害者が学校を休んだり身を隠したりする自衛策も必要」と話す。

身近な相談窓口が不可欠

ストーカー被害は性別・年齢を問わず、誰にでも起こりうる。相談できる身近な窓口が必要。ストーカーの危険についてもよく知ることが欠かせない。

今年3月に施行された改正ストーカー規制法は、国や都道府県に対して、婦人相談所などの施設による被害者への支援や、民間組織支援のための財政措置などを講ずるよう努めなければならぬ、と明記した。

女性に対する暴力に詳しい千葉大教授(刑事法)の後藤弘子さんは「相談の際に、相手がどの程度危険なのかを正しく判断し、危険回避の方法を考えることが不可欠。この犯罪に対する理解を深める教育も必要だ」と話している。

女性に対する暴力に詳しい千葉大教授(刑事法)の後藤弘子さんは「相談の際に、相手がどの程度危険なのかを正しく判断し、危険回避の方法を考えることが不可欠。この犯罪に対する理解を深める教育も必要だ」と話している。